

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越今福店

埼玉県川越市今福千四百四十六―二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 西側出入口（出入口②）前の交差点に、誘導員等を配置し、事故等が無いようにしっかりと誘導をするよう願います。
- (2) 県道川越所沢線から西側出入口（出入口②）までの私道上において、歩行者・自転車の動線を確認するなど、安全対策を願います。
- (3) 西側出入口（出入口②）前の交差点において、「止まれ」等を用いた優先関係の明確化をするよう願います。
- (4) 駐車場内において矢印などを用いた進路の明確化と、「止まれ」等を用いた優先関係の明確化をするよう願います。
- (5) 騒音苦情が発生しないよう近隣住民へ配慮した運営を行ってください。また、苦情が発生した場合には適切に対応してください。
- (6) 児童・生徒の安全に充分配慮した上でのご対応をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター